

障がいに関わる支援



● 身体障害者手帳

身体の障がいの種類や程度を記載した手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

手帳の交付対象となる障がい一覧

- | | | | |
|-----------|------------|----------------|--------------|
| ● 視覚障がい | ● 平衡機能障がい | ● そしゃく機能障がい | ● 呼吸器機能障がい |
| ● 小腸機能障がい | ● 肝臓機能障がい | ● 聴覚障がい | ● 音声・言語機能障がい |
| ● 肢体不自由 | ● じん臓機能障がい | ● ぼうこう・直腸機能障がい | ● 免疫機能障がい |
| ● 心臓機能障がい | | | |

必要なもの

- ・申請書 ・指定医師が作成した診断書 ・写真（横3cm×縦4cm） ・マイナンバーが分かる書類

● 療育手帳

おおむね18歳までの知的障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

必要なもの

- ・申請書 ・写真（横3cm×縦4cm） ・マイナンバーが分かる書類

※申請後、県福祉総合相談所で面接があります。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

必要なもの

- ・申請書 ・写真（横3cm×縦4cm）※省略可 ・マイナンバーが分かる書類

- ・①～③のうちいずれか
- ① 指定医師の診断書
 - ② 精神障がいを受給事由とする障害年金の情報を照会するための同意書
 - ③ 精神障がいを受給事由とする特別障害給付金の情報を照会するための同意書

● 特別児童扶養手当

20歳未満で在宅の心身障がい児（施設入所中を除く）を持つ父母、養育者に手当を支給します。（所得制限があります）

手当額

子ども一人につき

1級 月額 56,800 円（2025 年度）

2級 月額 37,830 円（2025 年度）

必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳・療育手帳（手帳をお持ちの方のみ）、診断書（所定の用紙）、受給者名義の金融機関の通帳など

● 障害児福祉手当

重度の障がいのために日常生活で常に介護を必要とする 20 歳未満の人に支給します。ただし、施設に入所しているときは支給されません。（所得制限があります）

手当額 月額 16,100円（2025年度）

必要なもの 戸籍謄本、身体障害者手帳・療育手帳（手帳をお持ちの方のみ）、診断書（所定の用紙）、受給者名義の金融機関の通帳など

● 自立支援医療（育成医療）

指定医療機関に入院または通院し、手術などの治療を行う障がいのある児童に、医療の給付を行います。（被保険者の税額により、一部負担があります）

必要なもの 申請書、指定医師の意見書、健康保険証（医療保険が同一の方全員分）、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

● 障害児通所支援

- ※ 1 障がいのある児童や療育を必要とする児童に対し、その児童の年齢や状態に応じた療育を受けることができる障がい児福祉サービスです。
- ※ 2 自己負担額は原則 1 割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

サービスの種類	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。
医療型児童発達支援	医学的管理の必要な障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導や治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休業日など就学中の障がい児に対する集団生活適応のための専門的な支援などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。

必要なもの

①受給資格が確認できるもの（主治医の意見書など） ②印鑑 ③申請者と対象児童のマイナンバーが分かる書類 詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 福祉課 ☎232-4913

ひとり親家庭への支援



● 児童扶養手当

ひとり親家庭や、父母がいないため父母以外の方が児童を養育する場合などに手当を支給します。

手当を受給するためには申請手続きが必要です。(所得による制限があります)

対象者 次の条件に当てはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、父、または父母にかわってこれらの児童を養育している人

- 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母がDV防止法の規定による保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで出産した児童

※児童を養育している方や扶養義務者の所得が、所得制限限度額（扶養人数により異なります）以上の場合、支給対象外となり、手当はありません。

支給額 (※2025年 4月時点)	全部支給		一部支給	
	児童1人のとき		児童2人目以降	
	46,690円		46,680円～11,010円	
		11,030円加算	11,020円～5,520円加算	

※児童扶養手当の額は、物価の変動などに応じて毎年額が改定されます。(物価スライド制)

支給時期 奇数月の11日（支払日が土、日、祝日の場合は、その直前の金融機関営業日）に前月分と前々月分の2か月分の手当を支給します。

必要なもの 認定請求書、請求者と対象児童の戸籍謄本、年金手帳、印鑑、請求者名義の金融機関の通帳、マイナンバーが分かる書類など

※要件によって必要な書類が異なります。詳しくはおたすねください。

● ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭などの医療費の一部を助成します。対象者で助成を希望する人は受給資格者証の交付申請が必要です。(児童扶養手当と同じ所得による制限があります)

対 象	助成内容	問い合わせ先
菊陽町内に住所を有するひとり親家庭の父または母およびその者に扶養されている児童、父母のない児童 (1) 父または母…児童の20歳の誕生日月末まで (2) 児童…18歳になって最初の年度末まで ※ただし、子ども医療費助成制度優先	保険診療分の一部負担金の支払額の3分の2を助成します。 ※加入保険による付加給付などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。	子育て支援課 ☎232-2202

● その他ひとり親家庭などのための支援

対 象	助成内容	問い合わせ先
自立支援教育訓練給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、指定対象講座を受講した場合の受講費の一部を支給します。	菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689
高等職業訓練促進給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し養成機関で修業中の生活費などを支援します。	
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭、父子家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉向上を図るため、各種資金を低利または無利子で貸付を行っています。	
JR 通勤割引制度	児童扶養手当を受給している方とその世帯員や生活保護世帯の方が JR の通勤定期乗車券が3割引で購入できます。	子育て支援課 ☎232-2202

問い合わせ先 子育て支援課 ☎232-2202